

漁業の時期と海域について

国立研究法人海洋研究開発機構
海洋工学センター運航管理部
海域調整グループ

海洋調査を円滑に実施するためには、漁業との競合を回避することが必要です。以下のとおり、日本近海における主な漁業の漁場情報をとりまとめましたので、「操業海域図」と併せ、調査観測海域と研究実施計画を決める際に十分考慮いただきたいと思います。

1. 沿岸漁業

日本沿岸域、水深 200m までの海域では、小型漁船等により各種漁業が周年行われているので、水深 200m 以浅での調査はできるだけ避けて下さい。さらに、水深 100m 以浅では、多数の大型定置網設置や漁業権の設定があります。100m 以浅での調査は、原則行わないようにして下さい。

2. 沖合底曳網漁業

操業海域図に、主な操業海域（漁場）を示します。水深 800m（海域によっては 1,500m）くらいまでの海域では、15 トン以上の底曳網漁船による漁業が行われているので、この海域の海底に観測機器を長期間設置するのは、観測機器および漁具の損傷、損失の危険があります。沖底は、全国規模で 7～8 月を休漁としていますが、その期間に沖底の操業海域に出てくる小型底曳網漁船や底刺し網等他の漁業種があることへの注意を怠らないようにしなければなりません。

3. 流し網漁業

操業海域図に、サケ・マス流し網漁業の操業海域（漁場）を示します。4～7 月（毎年多少の変更がある）の間は、150 隻近い漁船が操業するので、この間の調査はできるだけ避けて下さい。但し、早朝から午後 2 時頃までは網が海中に設置されていない場合もあるので、この時間帯での調査を希望される場合はご相談下さい。また、北緯 40 度以南の太平洋沖合海域は、8 月から年末頃にかけてカジキ等流し網漁業の漁場でもあるので、調査行動に際しては十分な注意が必要です。

4. イカ釣り漁業

操業海域図に、スルメイカ釣り漁業が行われる海域・時期を示します。最近では昼夜

の操業が行われており、操業海域での調査は極めて困難となっています。操業の少ない冬季 1～2 月及び 3～4 月の全国規模での休漁期での調査が望ましいと考えます。但し、昨今は漁場形成の時期・場所の変動が大きく、調査実施直前には必ず操業状況の確認を要します。

5. マグロはえ縄漁業

操業海域図に示したマグロはえ縄漁業の操業海域（漁場）は、ある特定の漁業団体に所属する近海マグロはえ縄漁船のある年の操業実績です。海域別に海洋調査が可能な時期は次のとおりです。

1) 四国、紀伊半島沖海域

6、7、8、9、10 月は、調査可能です。

2) 沖縄トラフ周辺海域

1 月および 9、10、11、12 月は、調査可能です。

3) 薩南海域（種子島・屋久島周辺）及び日向灘

盆と正月の時期のみ、調査可能です。

上記で可能とした海域・時期であってもマグロはえ縄漁船がないわけではありませんので、漁具の設置状況には常に注意しなければなりません。

6. 漁業法等による諸手続きについて

実海域において、海洋調査を実施するに当たり、その調査内容や手法によっては、漁業法や水産資源保護法に基づき、事前に各種申請を行い、許可を得る必要があります。

1) 特別採捕許可（別添 1 参照）

各都道府県では、水産資源の保護培養等を目的として、「漁業調整規則」により、採捕の期間、水産動植物の種類・大きさ・数量、漁具及び漁法、採捕の区域等について、制限や禁止とする事項を設けています。一般に漁業調整規則では、「試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための水産動植物の採捕について、知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。」等により適用除外規定が設けられています。制限や禁止の適用除外を受けるためには、あらかじめ知事から許可を受けることが必要であり、この許可を「特別採捕許可」といいます。

この「特別採捕許可」につきましては、サンプルの権利所有者（研究者の所属機関）にて行っていただくことになりますので、ご注意ください。

2) 岩礁破碎許可

漁業権（共同漁業権など）が設定されている漁場内において岩礁を破碎し、または土砂もしくは岩石を採取しようとする場合（ピストンコア等の堆積物採取も含む）においては、当該県の知事に申請し、事前に許可を受ける必要があります。

申請者の氏名または名称及び住所、破碎、採取する場所、目的、時間及び期間、破碎または採取に伴う補償の措置、その他参考となるべき事項を記入した申請書を作成し、漁業権者の同意書を添えて、当該県の農林水産部水産課などの担当部署宛てに申請することになります。漁業権者によっては、同意取り付けが極めて困難な場合がありますので、調査海域設定を検討する段階から、前広に現地の事情を調べる必要があると考えなければなりません。

7. その他

漁業調整は調査海域に関係する都道府県ごとに行っており、調査海域が広範囲に指定されれば調整先の都道府県が増え、さらに具体的な調整先である各県の漁協数が膨大になり調整に時間を要することとなります。また、調査実施にあたって条件を付けてくる漁業種等が出てくる可能性もあり、結果として調査が円滑に実施できなくなることもあり得ます。

調査対象海域に漁場が形成された場合、希望どおり調査することはとうてい不可能となることに留意すれば、禁漁期の調査実施がもっとも望ましいと考えます。また、沿岸域であるほど漁業との競合の可能性は高くなるので、調査海域の設定は必要最小限とすべきと考えます。相模湾及び駿河湾において別添 2 のとおりの海域であれば、漁業調整が比較的スムーズに行えます。

問い合わせ先

国立研究開発法人海洋研究開発機構 運航管理部 海域調整グループ

E-mail : kaiiki@jamstec.go.jp

T E L : 046-867-9921

F A X : 046-867-9215

～特別採捕許可申請について～

各都道府県には漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、漁業調整及び水産資源の保護培養などを目的として、各県の漁業調整規則に定められた、水産動植物の種類ごとの大きさ・採捕期間・区域・使用する漁具漁法についての制限又は禁止に関する規定があります。これらの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給を目的として水産動植物を採捕する場合に限り、知事から適用除外の許可を受けることができます。この許可を「特別採捕許可」といいます。県ごとに規則が異なるため、調査航海を行う海域を管轄する県の規則に沿った対応が必要になります。許可を受けずに採捕を行った場合、許可内容に違反した場合は、懲役若しくは罰金、科料の罰則が適用されます。

○特別採捕許可申請の必要な調査航海と調整期間

水産動植物の採捕を行う航海では、海域を管理する県庁水産課から「特別採捕許可」を受ける必要があります。都道府県ごとに異なる「特別採捕許可」の運用に対応するため、少なくとも調査航海開始3ヵ月前までには、海域調整グループにご相談ください。

(許可申請から許可証発給までに要する期間だけでも最低 1 ヶ月を要し、過去には漁業者の了承を取り付け、漁協の同意書を取得するために八丈島まで出向かなければならなかった事例もあります。)

○特別採捕許可申請の必要な書類（東京都の例）

- 1.特別採捕許可申請書
- 2.採捕従事者名簿
- 3.調査計画書
- 4.調査地点図
- 5.漁具図
- 6.漁協の同意書
- 7.船舶検査書の写し
- 8.委託契約書

《注意事項》

- ・採捕従事者名簿は申請後の追加・変更は出来ません。
- ・調査計画書、調査地点図、漁具図は実施要領書を提出しています。通常実施要領書に記載する内容に加え、採捕対象生物と量（例：甲殻類 10 kg）を記載して下さい。また漁具図については、漁業に用いられる漁具（網、カゴ、ベイトトラップ等）の他、ハイパー

ドルフィン等の探査機やスラップガンも漁具と見なされるため申請が必要です。使用する漁具については大きさや使用法等を詳細に記載して下さい。また、漁具についても申請後の追加・変更は出来ません。また、申請の無い漁具での採捕は行えません。

- ・漁協の同意が必要な海域では、漁協の同意書が必要になります。基本的には海域調整グループが関係する漁業協同組合に対し調査内容を説明し同意を得ますが、必要に応じて首席（主席）研究者等調査航海の責任者から調査内容について説明して頂く場合があります。共同漁業権内や盛漁期に漁場と調査海域が重複する場合は同意頂けない場合があります。
- ・その他、水族館の展示スペースにある水槽で飼育実験等を行う等の特殊な場合は1～8の他に、理由書の提出を求められることがあります。理由書の内容に不足がある場合は、首席（主席）研究者や実験責任者から説明して頂く場合があります。また、水産課が不相当と判断した場合は許可が下りない、または問題視された箇所を除いての許可となる事が考えられます。

○特別採捕許可証の取扱いについて

特別採捕許可証は調査航海中、船長に預けます。採捕終了後は採捕結果の概要報告書（任意様式）を添付し、許可証を速やかに返納する必要があります。報告書には下記の事項を必ず記載し、海域調整グループに提出して下さい。

- 1.採捕実施日
- 2.採捕実施個所
- 3.採捕方法（使用した漁具の列挙）
- 4.採捕結果

《注意事項》

- ・採捕結果について採捕した水産動植物の種類別数量を個別に記載して下さい。また、魚類等で測定後放流したものと、調査用に持ち帰ったもの、両方がある場合は、調査用に持ち帰った数量を別途記載して下さい。

○必要書類について

特別採捕許可申請に必要な書類は海域調整グループ担当者の指定する期日までに確実に提出する様お願いします。期日を過ぎた場合は航海開始までに許可をもらえない、または申請を行えない場合があります。

○その他

- ・JAMSTEC が特別採捕許可申請を行う案件は、取得するサンプルが JAMSTEC のデータ・サンプル規定に従うものについてのみになります。たとえ研究公募航海であっても、取得したサンプルの権利が外部にある場合は、調査航海の応募者が特別採捕許可申請をし

て頂くこととなります。

- JAMSTEC が取得する特別採捕許可は“試験研究”のため漁業調整規則の適用除外を受けるものです。首席(主席)研究者はその事を理解し、他の乗船者を含め SNS やブログ等への投稿は極力避け、どうしても必要な場合は誤解を招くような表現を使わない様指導して下さい。
- 使用する漁具によっては水産庁へ特別採捕許可申請を行う場合があります。
- 白鳳丸・新青丸の共同利用研究課題については東京大学大気海洋研究所が特別採捕許可申請への対応を行っています。

【参考】

• 漁業法第 65 条第 1 項（漁業調整に関する命令）

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

• 水産資源保護法第 4 条第 1 項（水産動植物の採捕制限等に関する命令）

農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

• 東京都漁業調整規則第五十六条（抜粋）

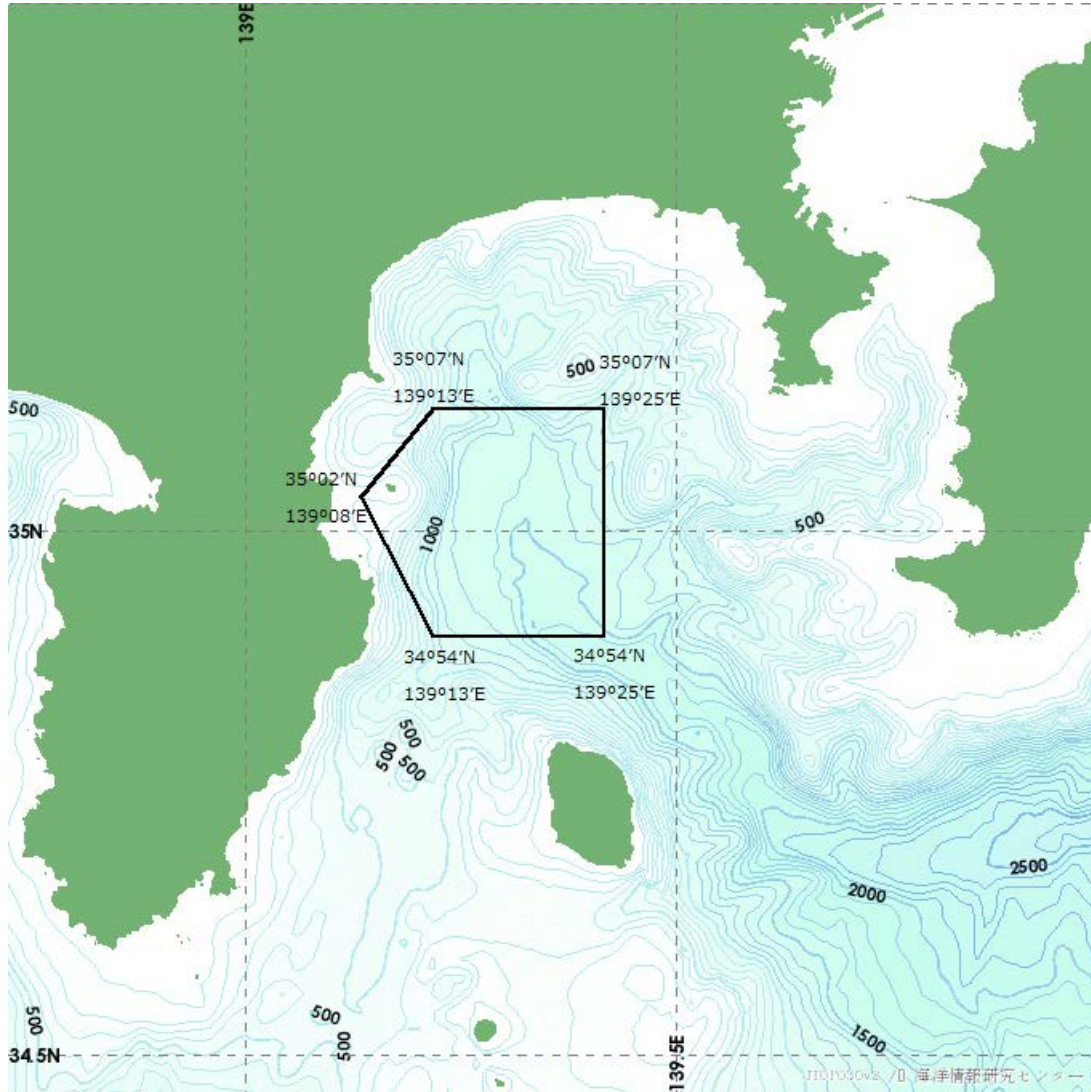
次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

• 東京都漁業調整規則第五十八条（抜粋）

法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務または財産に関して第五十六条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、各本条の罰金刑または科料刑を科する。

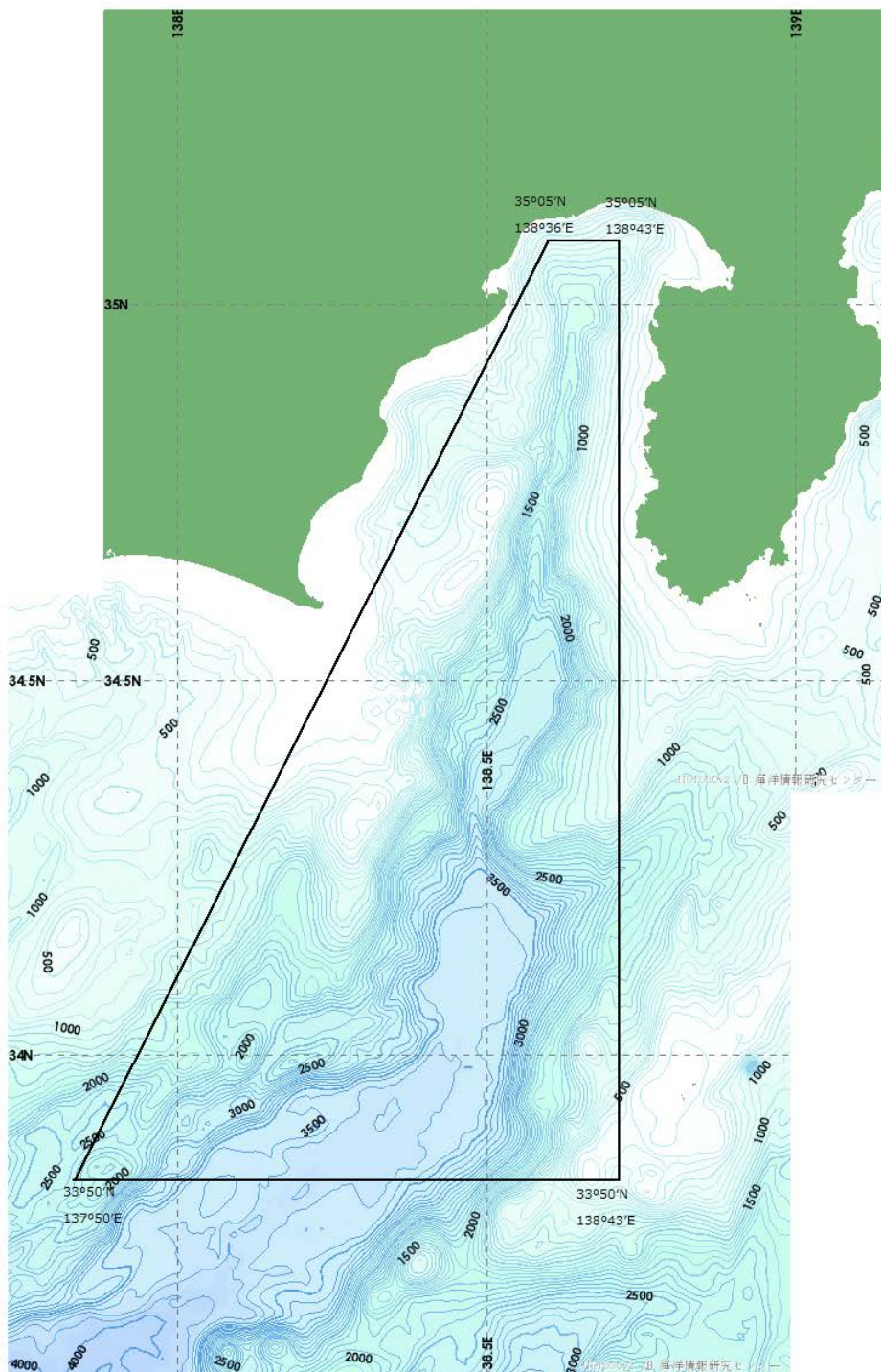
相模湾及び駿河湾において、スムーズに漁業調整を行える海域



【相模湾】

[$35^{\circ} 07' N$, $139^{\circ} 13' E$], [$35^{\circ} 07' N$, $139^{\circ} 25' E$], [$34^{\circ} 54' N$, $139^{\circ} 25' E$],
 [$34^{\circ} 54' N$, $139^{\circ} 13' E$], [$35^{\circ} 02' N$, $139^{\circ} 08' E$]

の各点を結んだ範囲。※但し、陸域を除く



【駿河湾】

[35° 05' N、138° 36' E]、[35° 05' N、138° 43' E]、[33° 50' N、138° 43' E]
 [33° 50' N、137° 50' E] の各点を結んだ範囲